

事業者各位

一般社団法人 山口県労働基準協会 山口支部

職長・安全衛生責任者教育の実施について

労働安全衛生法第60条の規定により、事業者は、その事業場の業種が労働安全衛生法施行令第19条で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育（職長教育）を行わなければならないこととされています。

また、労働安全衛生法施行令の改正により、令和5年4月1日より、職長教育が必要となる業種に、これまで対象外であった「食料品製造業（うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が新たに加わっております。

そのため、当協会では職務の関連が強い職長と安全衛生責者の教育を一体とした講習を、下記のとおり開催いたしますので、この機会に是非受講いただきますようご案内いたします。

なお、必要に応じて「職長教育のみ」又は既に当協会での職長教育受講者は、受講時期（平成18年3月31日以前又は平成18年4月1日以降）によって「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する教育」（「リスクアセスメント教育」）・「安全衛生責任者教育」を選択受講することができますので、「教育日程・時間割表」でご確認いただき受講申込書にご記入ください。

記

- 開催日 令和5年11月14日(火)・15日(水)
- 開催場所 山口市小郡ふれあいセンター（山口市小郡下郷1440-1）
- 受講料

受講区分		受講料	使用テキスト
A	全科目受講(14時間)	会員(14,300円) 非会員(17,600円)	① 職長の安全衛生テキスト ② 安全衛生責任者の実務必携
B	職長教育のみ受講(12時間)	会員(11,000円) 非会員(13,200円)	① 職長の安全衛生テキスト
C	リスクアセスメント教育及び安全衛生責任者教育のみ受講(6時間) (平成18年3月31日以前の職長教育受講者)	会員(7,700円) 非会員(8,800円)	① 職長の安全衛生テキスト ② 安全衛生責任者の実務必携
D	安全衛生責任者教育のみ受講(2時間) (平成18年4月1日以降の職長教育受講者)	会員(5,500円) 非会員(6,600円)	② 安全衛生責任者の実務必携

【テキスト代】 ① 職長の安全衛生テキスト 第4版 880円(税込)
② 安全衛生責任者の実務必携 第5版 770円(税込)

- 受講定員 30名（定員になり次第、締切りとさせていただきますのでご了承ください。）
- 申込受付 令和5年10月16日(月)から ※受付日前の着信FAX無効、お電話は受付日の8時30分から受付
- 申込方法 受講区分A・Bの方 方法① 申込書をFAXでお送りください。事前連絡は不要です。
方法② 事前にお電話のうえ、申込書をご郵送ください。
受講区分C・Dの方 事前にお電話のうえ、申込書をご郵送ください。(FAX不可)

※1 申込書ご郵送の場合は、現金書留封筒に受講料等同封のうえお送りいただいても可。

※2 申込書受領後、受講番号を記入した申込書(受講票)をFAXでお送りいたします(ご郵送ご希望の場合お申し出ください)ので、その後お振込み等お支払いをお願いいたします。

※3 受講を中止・欠席された場合でも、原則として既納の受講料は返金できません。

7. 申込先 (一社) 山口県労働基準協会山口支部 TEL 083-925-1430 FAX 083-925-2282

〒753-0051 山口市旭通り2丁目9-19 山口建設ビル2階

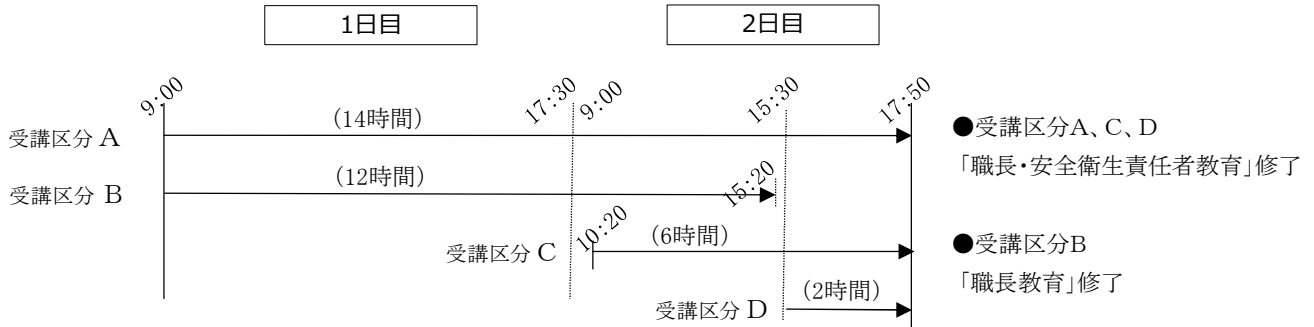
8. 振込先 山口銀行山口支店 普通預金 6572179 (一社) 山口県労働基準協会山口支部

※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

9. その他 1) 受講者には、修了証を交付いたします。

2) 既に当協会で「職長等教育修了証」を取得されている方で、今回「安全衛生責任者教育」を受講された方には、新たに「職長・安全衛生責任者教育修了証」を交付いたします。

10. 教育日程・時間割表



※資格区分「C、D」で受講の方は、講習開始時刻15分前には来場し、受付をすませて受講番号の席へお座りください。

1日目

受講区分	時間	教育科目	教育内容	法定時間
A B	9:00～ 9:10	開講・オリエンテーション		—
	9:10～11:20	作業方法の決定と労働者の配置に関する事	・作業手順の定め方 ・労働者の適正な配置の方法	2時間
	11:30～12:30 13:10～14:40	労働者に対する指導又は監督の方法に関する事	・指導及び教育の方法 ・作業中における監督及び指示の方法	2時間30分
	14:50～16:20	異常時における措置に関する事	・異常時における措置 ・災害発生時における措置	1時間30分
	16:30～17:30	現場監督者として行うべき労働災害防止活動	・作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 ・労働災害についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	1時間

2日目

受講区分	時間	教育科目	教育内容	法定時間
A B	9:00～ 9:10	開講・オリエンテーション		—
	9:10～10:10	現場監督者として行うべき労働災害防止活動	・作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 ・労働災害についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	1時間
A B C	10:20～11:20 11:30～12:30 13:10～15:20	危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる措置に関する事 (リスクアセスメント)	・危険性又は有害性等の調査の方法 ・危険性又は有害性等の結果に基づき講ずる措置 ・設備・作業等の具体的な改善	4時間
A C D	15:30～16:30 16:40～17:40	安全衛生責任者の職務等 統括安全衛生管理の進め方	・安全衛生責任者の役割 ・安全衛生責任者の心構え ・労働安全衛生関係法令等の関係条項 ・安全施工サイクル ・安全行程打合わせの進め方	1時間 1時間
	17:40～17:50	修了証交付・閉講		—

職長・安全衛生責任者教育受講申込書

Rev-2022.4

フリガナ				受講区分	受講番号
氏名				A B C D	※
住民票登録の氏名をかい書で丁寧に記入してください。					協会入会支部に○をお付けください。
生年月日	昭和	年	月	日	岩国・下松・徳山・防府・山口 宇部・小野田・下関・萩
現住所	(〒 -)				
勤務先	事業場名				
	事業場所在地	(〒 -)			
	連絡者氏名	TEL			
		FAX			
申込み記載事項 ※印以外はすべてかい書で丁寧に記入してください。 個人情報の保護について ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、お申し込みいただいた教育的確な実施のためにのみ使用させていただきます。		のりつけ (貼付部分)	*「C・D」区分の方 「職長等教育修了証」※当協会交付に限る コピー貼付欄		
上記のとおり申し込みます。 受講料 (円) 及びテキスト代 (円) 令和 年 月 日 <p style="text-align: center;">(一社)山口県労働基準協会 山口支部 殿</p>					

-----受講申込手続き終了後、切り取り-----切-----り-----取-----り-----線-----

職長・安全衛生責任者教育 受講票

フリガナ				受講番号	
氏名				※	
住民票登録の氏名をかい書で丁寧に記入してください。					
生年月日	昭和	年	月	日	
現住所	(〒 -)				
事業場名					
出席確認印		備 考	1. ※欄以外の欄は、申込者(本人)において記入してください。 2. 講習開始時刻の15分前には受付を済ませてください。 3. 講習当日受付に提示して、出席確認印を受けてください。 4. 講習時間に遅れる等、受講すべき科目、時間が不足したときは、修了証を交付できませんので時間厳守にご注意ください。		
1日目	2日目				